



京丹後署管内における 令和5年6月末までの交通事故情勢



交通事故発生状況

京丹後市内において、6月末までに発生した交通事故は26件で、昨年に比べて6件増加しています。

京丹後市内の交通事故の特徴として、

- 午前10時から午後0時の時間帯での事故
- 前方不注意による追突、次いで出会い頭事故
- 市道と国道312号での事故

が多く発生しています。

今年は新型コロナウイルス感染症による制限もなくなり、観光や海水浴を目的に京丹後を訪れる人が増加し、交通量が増えることが予想されます。渋滞などで道路環境が変化したとき、「焦り」や「急ぎ」の心理が働くと、思いがけない交通事故につながります。外出する際は、ゆとりを持った計画を立てましょう。また、運転が不慣れなドライバーの急な進路変更などにも注意し、前車との車間距離を十分保ちましょう。

飲酒運転は絶対にやめましょう！

飲酒運転は、アルコールの影響により、注意力や判断能力が低下し、交通事故につながる大変危険な行為で、重大な犯罪です。



飲酒運転は、自動車だけでなく
自転車も禁止されています！

たとえ少量であっても、アルコールは脳の機能を麻痺させます。「飲んだら乗らない」「乗るなら飲まない」「運転する人には飲ませない」を必ず守りましょう。

グループで飲酒する場合は、ハンドルキーパーを決めるか、もしくは自動車運転代行を利用しましょう。

- ・車両の提供禁止
- ・酒類の提供禁止
- ・同乗の禁止

絶対ダメ！



飲酒運転の当事者はもちろん、飲酒している事を知りながら車両を提供した人、運転する人にお酒を勧めた人、飲酒運転の車に同乗した人も罪に問われます。

高齢者の交通事故防止について

夏至を過ぎましたが、例年、秋口から年末は高齢者が関係する交通事故が増加傾向にあります。

特に夕暮れ時や夜間帯は重大事故に発展するおそれがあります。

家から一歩出たら、慣れた道でも油断せず、反射材を活用するなど、目立つ工夫をして、交通事故防止を心掛けましょう。

また、今年の4月1日から自転車乗車用ヘルメットの着用が努力義務となっています。

事故に遭ったとき、自分の命を守るためにも、自転車用ヘルメットをしっかりと着用しましょう。



みんなでかぶろう！
ヘルメット！